

利 用 上 の 注 意

- 1 この集計表は、平成 14 年 6 月 1 日に実施した商業統計調査のデータにより、県内の小売業の業態別の状況について集計したものです。
- 2 業態分類の定義は、次表の「業態分類表」のとおりです。なお、平成 14 年調査において業態定義が見直され、ホームセンター、ドラッグストアの業態が新たに設けられているため、平成 11 年数値は一部の業態が不詳になっています。
- 3 集計に用いた市町村区域は、調査日（平成 14 年 6 月 1 日）現在によります。
- 4 統計表中の x は、1 又は 2 の事業所に関する数値で、その秘密を保護するために秘匿したことを示します。なお、3 以上の事業所に関する数値であっても、秘匿の数値が推計できる場合には秘匿しました。
- 5 構成比及び年間商品販売額については、単位未満を四捨五入したため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。
- 6 統計表中の記号の用法は、次のとおりとしました。
「 - 」実績数値のないもの 「 0 」単位未満のもの 「 ... 」不詳
「 x 」数字を秘匿したもの 「 」マイナス
- 7 「 1 事業所当たりの売場面積」、「売場面積 1 m²当たりの年間商品販売額」は売場面積をもつ事業所についてのみ算出しています。
- 8 「 1 事業所当たりの就業者数」、「就業者 1 人当たりの年間商品販売額」の就業者数は、「パート・アルバイト等」従業者について、平均的な 1 日当たりの労働時間である 8 時間に換算（8 時間換算による調査は平成 14 年から）したものをを用いて算出しています。
なお、就業者数は、「個人事業主及び無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」からなる従業者数に「臨時雇用者」、「出向・派遣受入者」を加えたものです。
- 9 この報告書の数値は、国の公表に先立って、本県で集計したものであり、経済産業省から公表される「商業統計表」の数値と若干相違する場合があります。

- 10 この報告書の内容についての問い合わせ先

広島県地域振興部管理総室経済統計室商業統計グループ

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 082-513-2541（ダイヤル）

082-228-2111（内線 2541）

業 態 分 類 表 (平成14年)

区 分	セルフ	取 扱 商 品	売 場 面 積	営 業 時 間	備 考
1. 百 貨 店					
1 大型百貨店	×		3000㎡以上(都特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		産業 551 百貨店、総合スーパーとは、衣・食・住にわたる商品を小売りし、それぞれが小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所であって、従業者が50人以上の事業所をいう。
2 その他の百貨店			3000㎡未満(都特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
2. 総合スーパー					
1 大型総合スーパー			3000㎡以上(都特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
2 中型総合スーパー			3000㎡未満(都特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
3. 専門スーパー					
1 衣料品スーパー		衣が70%以上	250㎡以上		
2 食料品スーパー		食が70%以上			
3 住関連スーパー		住が70%以上			
うちホームセンター		住関連スーパーのうち5991+5992+6022が70%未満			
4. コンビニエンスストア		飲食料品を扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上 終日営業	産業 5791コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る。)以外も含む。
うち終日営業店					
5. ドラッグストア		産業「601」であって⑩11を扱っていること			
6. その他のスーパー					2, 3, 4, 5以外のセルフ店
うち各種商品取扱店					
7. 専 門 店					
1 衣料品専門店	×	561,562,563,564,5691,5692,5699のいずれかが90%以上			
2 食料品専門店		572,573,574,575,576,577,5792,5793,5794,5795,5796,5797,5799のいずれかが90%以上			
3 住関連専門店		5811,5812,5813,5814,582,591,592,599,601,602,603,604,605,606,607,6091,6092,6093,6094,6095,6096,6097,6099のいずれかが90%以上			
8. 中 心 店					
1 衣料品中心店	×	衣が50%以上			7に該当する小売店を除く。
2 食料品中心店		食が50%以上			
3 住関連中心店		住が50%以上			
9. その他の小売店					
うち各種商品取扱店	×				1, 7, 8以外の非セルフ店

注1：セルフとは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう

注2：取り扱い商品の衣食住とは、商品分類番号2桁で衣(56)、食(57)、住(58～60)に分類して集計したものをいう

注3：「ホームセンター」及び「ドラッグストア」は平成14年調査より新業態として区分。

業 態 分 類 表 (平成11年)

区 分	セルフ方式	取 扱 商 品	売 場 面 積	営 業 時 間	備 考
1. 百 貨 店					541百貨店」とは、衣・食・住にわたる商品を小売りし、それぞれが小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある商店であって、従業者が50人以上の商店をいい、ここでは「1.百貨店」及び「2.総合スーパー」がこれに当たる。
1 大型百貨店	×		3000㎡以上(都特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
2 その他の百貨店			3000㎡未満(都特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
2. 総合スーパー					
1 大型総合スーパー			3000㎡以上(都特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
2 中型総合スーパー			3000㎡未満(都特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
3. 専門スーパー					
1 衣料品スーパー		衣が70%以上	250㎡以上		
2 食料品スーパー		食が70%以上			
3 住関連スーパー		住が70%以上			
4. コンビニエンス・ストア		飲食料品を取り扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上	
うち終日営業店				終日営業	
5. その他のスーパー					2,3,4以外のセルフ店
うち各種商品取扱店					
6. 専 門 店					
1 衣料品専門店	×	551,552,553,554,559のいずれかが90%以上			
2 食料品専門店		562,563,564,565,566,567,568,56A,56B,56Cのいずれかが90%以上			
3 住関連専門店		57A,57B,57C,572,581,582,583,584,589,591,592,593,594,595,596,597,598,59D,59Eのいずれかが90%以上			
7. 中 心 店					
1 衣料品中心店	×	衣が50%以上			6に該当する小売店を除く
2 食料品中心店		食が50%以上			
3 住関連中心店		住が50%以上			
8. その他の小売店					1,6,7以外の非セルフ店
うち各種商品取扱店	×				

注1：セルフ方式店とは、売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している商店をいう

注2：「各種商品取扱店」とは、「549その他の各種商品小売業」に格付けされた小売商店であって、「5.その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している商店、「8.その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない商店をいう

なお、「549その他の各種商品小売業」とは、衣・食・住にわたる商品を小売りし、そのいずれもが小売販売額の50%に満たない商店であって、従業者が50人未満の商店をいう

注3：平成14年調査において産業分類の改訂が行われており、上記産業分類、商品分類は改訂前の分類による。